

令和6年度 総合評価落札方式【工事】 評価項目等の見直し概要 (青森県農林水産部 令和6年7月改定)

令和6年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

(1) 改定：入札価格の切上げ処理

過度な積算競争を抑制するため、価格評価点算定にあたり、入札価格の一万円未満を切上げて算定します。

(2) 改定：ICT活用の評価拡大（簡易型Ⅰの活用提案を簡易型Ⅱにも拡大）

簡易Ⅱ型において、ICT施工受注者希望型に限り、ICT施工の一部もしくは全部活用により加点対象とし、ICT施工の普及拡大を図ります。

(3) 改定：配置技術者の保有する資格の見直し（解体工事）

解体工事における技術者評価にて、登録解体基幹技能者の資格を追加します。

(4) 改定：表彰リストの見直し

表彰実績の対象にインフラDX大賞、インフラメンテナンス大賞等を追加します。

(5) 改定：災害活動実績の評価を追加

協定等に基づく災害活動の実績を評価します。併せて、鳥インフル等の防疫業務の実績についても評価対象とします。

(6) 改定：除雪・維持管理実績の配点を引き上げ

災害・天候等の突発的かつ慎重な対応を求められる除雪・維持管理工事への地域貢献としてのインセンティブを向上し、地域の守り手を確保します。

(7) 改定：工場製作含む工事の評価者の改善

橋梁工事等の現場施工と工場製作を含む工事において、現場施工に係る技術者を評価対象とします。

(8) その他：新型コロナに係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を廃止

※令和5年5月、新型コロナ第五類へ移行したことにより、廃止します。